

さぬき市教育振興基本計画



【2023（令和5）年度～2026（令和8）年度】

さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、人と人、過去と未来をつなぐため
人間としての根っこを育て、多彩な「さぬきびと」を育みます。

2023（令和5）年3月

香川県さぬき市教育委員会

= 目次 =

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
5 計画の進捗管理	3
6 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり	4

第2章 基本計画

第1節 「さぬき市教育大綱」に掲げる教育理念と教育施策の基本となる方針	5
-------------------------------------	---

第2節 施策の展開	5
-----------	---

方針1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり	
（1）「確かな学力」を培う学校教育の充実	7
（2）人間形成の基礎を培う幼児教育の充実	11
（3）特別支援教育の推進	12
（4）質の高い学校教育を支える環境の整備と充実	14
（5）多様性を尊重する教育の推進	19
（6）ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進	21
方針2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり	
（1）地域の歴史・文化に親しむ取組の推進	25
（2）文化財の積極的な保存と活用	28
（3）家庭・地域の人材等を活用した取組の充実	30
（4）国内友好都市等交流事業の推進	34
方針3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり	
（1）人権教育・啓発活動の推進と充実	36
（2）各学校（園）における人権教育推進体制の構築	39
（3）いじめや不登校等への対応	40
（4）経済的援助による就学・進学支援の推進	42
方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり	
（1）読書を通じた学びへの支援	44

(2) 学校における体力づくりの推進	4 7
(3) 学校保健の充実と生き抜く力を育む食育、防災教育の推進	4 8
(4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化	5 3
(5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進	5 6
(6) 青少年健全育成活動の推進	5 8

第3章 教育施策の実現に向けて	6 1
-----------------	-----

付 録

さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	6 3
さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	6 4
策定過程	6 5

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、2013（平成25）年度を計画始期とする第1次の「さぬき市教育振興基本計画」を策定した後、2019（平成31）年度から2022（令和4）年度までを計画期間とする第2次の「さぬき市教育振興基本計画」を策定し、当該計画に基づき教育施策を推進してきました。

この間、我が国の社会情勢は、人口減少・少子高齢化の進展、地球温暖化等による大規模な自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の普及など大きく変化しており、今後、その変化の速度は、ますます増していくと予想されます。

教育の分野においても、子どもの学力や体力の維持向上、健康・安全の確保、いじめや不登校への対応など、従来からある課題に加えて、教育におけるICTの活用、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及に伴う子どもの成長等に関わる影響への対応、教職員の働き方改革の推進、人生100年時代を見据えた生涯学習の重要性の増大など、対処すべき新たな課題が明らかになってきています。

こうした状況を踏まえ、国においては、教育基本法に基づく2023（令和5）年度からの第4期「教育振興基本計画」の策定に向け、今後の社会の変化を見据えた教育政策の在り方について議論が進められています。

また、香川県においては、令和3年度から5年間にわたる県教育の新たな行動計画である「香川県教育基本計画（第4期）」を策定し、「郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり ～自立・協働・創造を支える香川の教育～」を新たな基本理念として各種の取組が進められています。

一方、本市においては、現在、2026（令和8）年度までを計画期間とする「第2次さぬき市総合計画」において、「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」をまちの将来像とし、「学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」を教育・文化の基本目標に掲げたまちづくりを進めています。

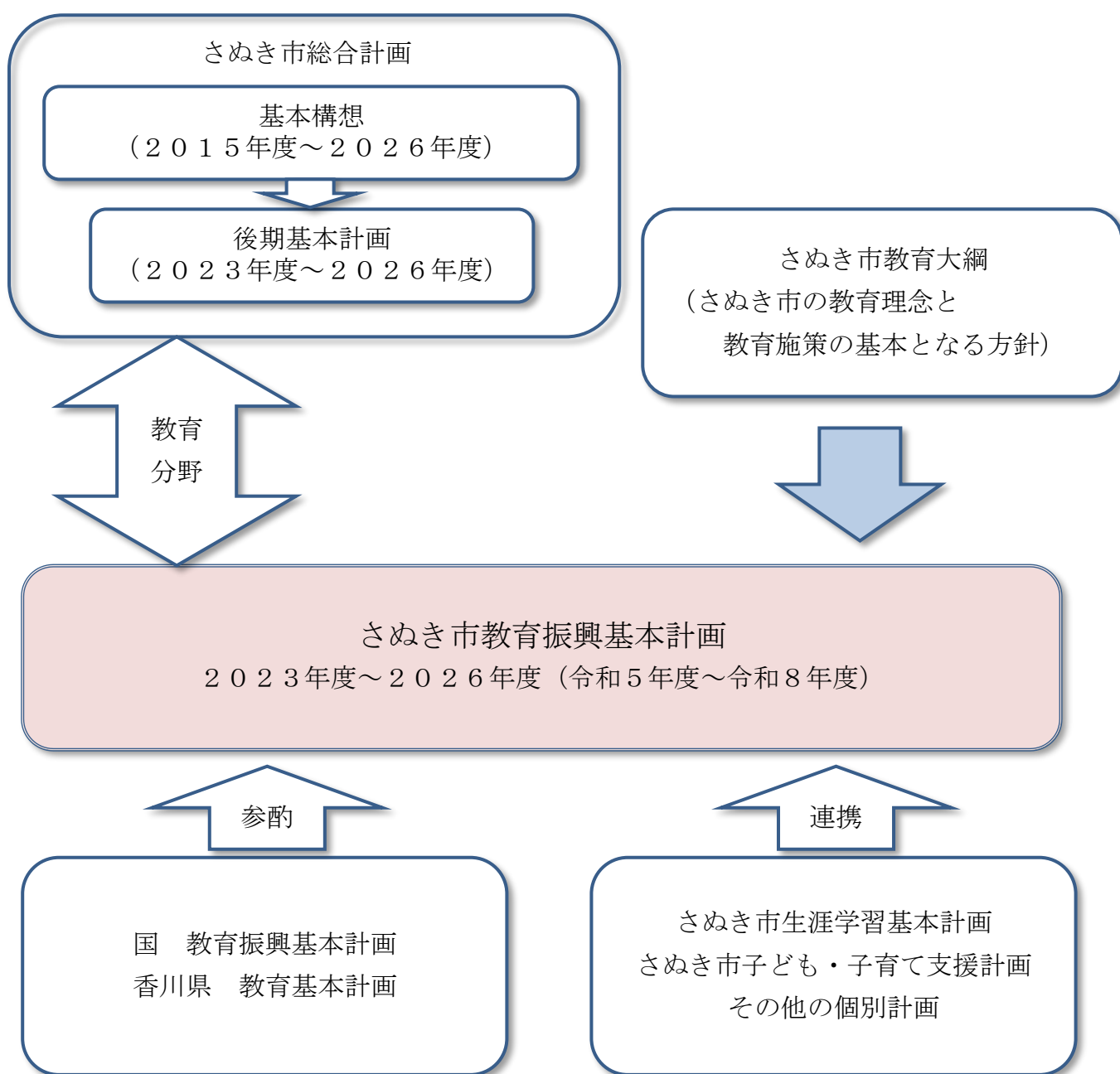
また、2019（平成31）年3月、教育の振興に関する施策の大綱である「さぬき市教育大綱」を改訂し、「人づくり」の根本方針となる教育理念を掲げ、教育振興基本計画のよりどころとしながらその実現に向けて取り組んできました。

この度、近年の社会情勢や教育を取り巻く環境の変化、国・県の計画の内容等を踏まえ、市総合計画に掲げる目標の達成を目指すとともに、「さぬき市教育大綱」に掲げる教育理念と基本方針に基づき、2023（令和5）年度からの具体的な教育施策とその推進策を定める第3次「さぬき市教育振興基本計画」をここに策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、さぬき市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、この計画は、さぬき市総合計画に掲げる基本施策のうち、教育に関する基本施策を推進するための分野別計画に相当するものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、さぬき市の全ての教育施策と学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めた「さぬき市教育大綱」にのっとり、さぬき市における教育施策を推進するための具体的な施策を定めるものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、2023（令和5）年度を初年度とし、2026（令和8）年度を最終年度とする4年間とします。

なお、本計画は、さぬき市総合計画後期基本計画と計画期間を同じくし、相互の整合性を図っています。

年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)
【国】 教育振興基本計画	第3期計画 (平成30年度～令和4年度)			次期計画				
香川県教育基本計画	第3期計画	第4期計画 (令和3年度～令和7年度)					次期計画	
さぬき市総合計画	さぬき市総合計画 中期基本計画 (平成31年度～令和4年度)			さぬき市総合計画 後期基本計画 (令和5年度～令和8年度)			次期計画	
さぬき市教育振興基本計画	第2次さぬき市教育振興基本計画 (平成31年度～令和4年度)			第3次さぬき市教育振興基本計画 (令和5年度～令和8年度)			次期計画	

4 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、教育委員会の権限に属する施策・事業を基本としています。

ただし、他の部局が所管する施策・事業で、この計画に関係するものについては、さぬき市総合計画後期基本計画及び他の個別計画に基づき、関係部局と連携し、推進します。

5 計画の進捗管理

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書を作成し、市議会に報告するとともに、公表します。

さぬき市教育振興基本計画においても、この報告書により進捗状況の把握と点検・評価を行い、社会情勢の変化等も踏まえながら、必要に応じて教育施策の改善や見直しを行います。

6 持続可能な開発目標（SDGs※）との関わり

本計画における施策は、SDGs※の17のゴールの中の多くのゴールと関連がありますが、「4 質の高い教育をみんなに」を基本としながら、次のSDGsのゴールの達成に貢献することを目指します。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る。



10 人や国の不平等をなくそう

国内及び国家間の格差を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

※ 【SDGs】2015(平成27)年9月の国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2030(令和12)年を目標とし、国際社会全体で取り組むべき、持続可能でより良い世界を達成するための17のゴールと169のターゲットで構成された「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際目標のこと。

第2章 基本計画

第1節 「さぬき市教育大綱」に掲げる教育理念と教育施策の基本となる方針

「さぬき市教育大綱」では、さぬき市の教育理念を次のように掲げています。

さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、

人と人、過去と未来をつなぐため
人間としての根っこを育て、
多彩な「さぬきびと」を育みます。

また、この教育理念の実現のため、次に掲げる4つの方針を、さぬき市の教育施策の基本として定めています。

- 1 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり
- 2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり
- 3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり
- 4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり

第2節 施策の展開

教育大綱に掲げたこれら4つの基本的な方針に基づき、さぬき市総合計画後期基本計画に掲げる主要な施策を次のとおり実施するものとし、併せて、その具体的な推進策を定めます。

なお、各施策ごとに設定された指標等の現状については、原則として2022（令和4）年度の数値等を表記しています。

方針１ 生涯にわたって学び、しなやかに「生き抜く力」を持つひとづくり

少子高齢化と人口減少、グローバル化の進展、ＡＩの進化、更には地球温暖化や大規模災害等により、今後の社会変化を予測することがますます困難になってきています。しかし、このような不透明な時代にあってもなお、しなやかに生き抜く力を培うために、市民が安全に安心して学び続けられる環境を整え、生涯にわたって主体的に「学び」を求め続ける心を育みます。（「さぬき市教育大綱」）

主要な施策

- (1) 「確かな学力」を培う学校教育の充実
- (2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実
- (5) 多様性を尊重する教育の推進
- (6) ライフステージに応じた多様な生涯学習の推進

(1)「確かな学力」を培う学校教育の充実

【市総合計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」(P128)】

① 学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着を図るための取組の推進

「分かる・できる」を授業づくりの柱として、基礎・基本の確実な定着を図ります。また、主体的、対話的で深い学びの実現に向け、授業改善に取り組みます。あわせて、ICT[※]を効果的に活用し、学習効率を上げ、必要な資質、能力の育成に努めます。

また、習得すべき知識・技能を繰り返し指導し、学んだ内容を生活に生かす力を育てます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	学校訪問・要請訪問 [※] による指導状況の把握と効果的な学習活動の在り方の指導・助言			
	全国学力・学習状況調査 [※] 、香川県学習状況調査 [※] の分析と改善対策の検討			
	教員へのICT [※] 等研修や有効活用に向けた授業研究の実施			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「授業の内容がよく分かる／だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合 【香川県学習状況調査 [※] より】		小学校5年 72.3%	小学校5年 74.0%
			中学校2年 62.4% (令和3年度)	中学校2年 64.0%
	全国学力・学習状況調査における正答率 40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差 【全国学力・学習状況調査 [※] より】		小学校6年 -3.7pt	小学校6年 -3.7pt
			中学校3年 -2.4pt	中学校3年 -2.4pt

※ 【ICT】Information and Communication Technology:情報通信技術。PC／ハードウェア、アプリケーション、OA機器、インターネットやインフラなどの情報を処理する技術の総称のこと。

※ 【学校訪問・要請訪問】計画的に又は学校からの要請に応じて、教育長や教育委員会委員、指導主事等が学校を訪問し、授業や学校運営に関して、指導・助言をする取組。

※ 【全国学力・学習状況調査】小中学生の学力・学習状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施している調査。小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に毎年4月に実施。国語、算数・数学、英語(隔年で理科も実施)の学力テストと学習・生活環境のアンケート調査を行う。

※ 【香川県学習状況調査】全国学力・学習状況調査とは別に、2002(平成14)年から香川県が独自に行っている調査。県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などにつなげることを目的としている。令和2年度までは、県内公立学校の小学校3年生から中学校2年生までの全児童生徒が対象であったが、令和3年度から小学校5年生と中学校2年生の全児童生徒を対象としている。

② 自ら学ぶ意欲を育む家庭学習習慣の形成

学習指導要領の内容に合わせて、全ての小・中学校で、現在作成されている「家庭学習の手引」（家庭学習の仕方についてまとめたリーフレット）を適宜見直し、各家庭に配布するなどして保護者への啓発に努め、自主学習ノートの活用等により、家庭学習の充実を図ります。

また、家庭学習におけるタブレット端末の活用や不登校児童生徒へのオンライン授業※を進め、学習環境の充実を図るほか、学習相談期間を設けるなど、家庭学習の習慣化に向けた支援の在り方を工夫します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	「家庭学習の手引」の見直しと各家庭への配布（小・中学校）			
	タブレットの日常的な持ち帰り、不登校児童生徒へのオンライン授業※の充実			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「家で自分で計画を立てて勉強している」と回答した児童生徒の割合の全国平均との差 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 -0.2pt	小学校6年 1.0pt
			中学校3年 0.0pt	中学校3年 1.0pt
	「家で学校からの課題で分からないことがあったとき、そのままにしておく」と回答した児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 10.0%	小学校6年 7.0%
			中学校3年 10.9%	中学校3年 8.0%

※ 【オンライン授業】パソコンやタブレット等を活用し、ネットワークを介して遠隔授業を実施すること。

③ 道德教育の充実

「特別の教科 道德※」の時間を核とし、学校教育全体を通じて、各学校において工夫している取組を学年便りやホームページ等により各家庭に紹介します。また、ふるさと「さぬき市」を誇りに思い、自分を愛し、人を愛し、ふるさとを愛する心を持てるような内容の教科書等を採択・使用して、道德教育の充実に取り組みます。

	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
具 体 的 な 推 進 策	香小研道德部会研究発表会に向けての 研究成果の発表（津田小、志度小）			
	学校訪問等による道德教育に関する好事例の把握・収集・紹介			
	教科書採択(小学校)	教科書採択(中学校)		
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合 【香川県学習状況調査より】		小学校 5 年 73.1% 中学校 2 年 71.8%	現状を上回る水準

※ 【特別の教科 道德】2015 年、学習指導要領の一部改正により、「道德の時間」が「特別の教科 道德」(道德科)として、新たに教育課程に位置づけられた。小学校は 2018 年度、中学校は 2019 年度から全面实施となっている。道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、道德科はその要として重要な役割を担っており、その点において他の教科とはその位置づけが大きく異なっていることから、「特別の教科」とされている。

④ 外国語教育の推進

これからは、多文化共生社会を念頭に置いた外国語教育の充実を図る必要があります。

外国語指導助手（ALT※）及び外国語活動支援員※を適正に配置することにより、国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語での基礎的、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

また、校外イベント実施等による英語に接する機会の提供や英語検定受験者の検定料補助を行うことにより、英語力及び学習意欲の向上を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
	ALT※及び外国語活動支援員※の適正な配置			
	校外イベント実施等による英語に接する機会の提供			
	英語検定料補助による学習意欲の向上			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	授業における児童生徒の英語による言語活動が、授業の半分以上と回答した学級の割合【英語教育実施状況調査※より】		小学校 100.0% 中学校 61.6% （令和3年度）	小学校 100.0% 中学校 75.0%
	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べたりする活動が行われていたと思いますか」の項目で肯定的な回答をした生徒の割合【香川県学習状況調査より】		中学校2年 77.2%	中学校2年 80%
	中学生の英語検定受験率		27.9%	30.0%

※ 【ALT】Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のこと。

※ 【外国語活動支援員】外国語活動の授業のサポートに当たる者。

※ 【英語教育実施状況調査】今後の英語教育の充実や改善等に役立てるため、英語教育改善のための具体的な施策の状況について、文部科学省が全国の公立小学校、中学校、高等学校を対象に実施している調査。

(2) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実

【市総合計画における位置付け：基本施策２２「学校教育の充実」（Ｐ１２８）】

① 就学前における質の高い教育・保育の提供

幼児期に培う力が、就学後の生活や学習に円滑につながるよう、子ども一人ひとりの発達課題や学びの連続性を踏まえ、家庭や地域と連携しながら子どもの育ちを支える教育内容の充実に努めます。

教育・保育施設で合同研修やキャリアアップ研修を開催し、保育者※の資質向上に努めるほか、幼稚園、保育所及びこども園の保育者※の人事交流を行い、異なる運営の実態に関するお互いの理解を深めることにより、質の高い就学前教育・保育を提供します。

未就園児を対象とした園開放を行うなどにより、子どもとその保護者にも幼稚園の雰囲気を実際に体感してもらい、就園率の維持・向上に努めます。

また、園だよりをはじめ、社会情勢に応じたSNS※などによる多様な情報発信の充実に努め、教育・保育の様子や子育ての情報を広く公開して、家庭や地域との協働を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	保育者※の資質向上を目的とした研修会等の実施			
	幼稚園、保育所及びこども園の保育者※の人事交流			
	社会情勢に応じたSNS※などによる多様な情報発信の充実			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	幼稚園、保育所、こども園における合同研修会やキャリアアップ研修の実施回数		6 回	6 回以上
	園からの情報発信件数		一 回／月 令和4年度から運用開始	2 回以上／月

※【保育者】本計画においては、幼稚園、保育所(園)及びこども園において、直接的に子どもの保育に携わる教諭や保育士等のことを指す。ただし、一般的には、保護者や幼稚園等のスタッフなど、乳幼児の保育に関わる全ての人を含める言葉として用いられる場合もある。

※【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

(3) 特別支援教育※の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策 2 2 「学校教育の充実」(P 1 2 8)】

① 特別支援教育※の充実と体制整備の推進

特別な支援を要する児童生徒や園児に対し、特別支援教育支援員※等を配置することにより、適切な指導や一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

また、効果的な支援方法や発達障害等についての正しい理解を深めるための研修を充実させることで、特別支援教育支援員※等の資質の向上に努めるとともに、学校間・異校種間の支援をつなぐためのツールとして、「支援・連携引継ぎシート※」を活用します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	特別支援教育支援員※、生活補助員等の適切な配置			
	特別支援教育※に関する研修会の充実			
	「さぬき市支援連携のための引継ぎガイドライン」及び「支援・連携引継ぎシート※」の周知と活用			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	市特別支援教育研修会受講者が内容について「参考になった」と回答した割合 【アンケートより】		79.6%	85%
	特別支援学級在籍児童生徒のサポートファイル「かけはし」※の作成率 【特別支援学級・特別支援教育調査より】		70.2%	90%

※ 【特別支援教育】障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うもの。2007(平成 19)年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととされている。

※ 【特別支援教育支援員】発達障害などにより学校生活において特別な支援を要する児童生徒の学習活動上のサポートを行う職員。

※ 【支援・連携引継ぎシート】幼児期から中学校卒業まで教育的支援が必要な幼児児童生徒についての情報を引き継ぐためのツールの一つで、さぬき市教育委員会が定めたもの。

※ 【サポートファイル「かけはし」】障害のある子どもを対象として作成される香川県独自の情報共有ファイル。支援内容や支援経過について、教育、医療、福祉、労働等の関係機関、関係者が共通理解し、乳幼児期から成人に至るまで連続的で一貫した支援を行うことを目的としている。作成については、保護者と保護者から依頼を受けた支援者が連携して行う。

② 早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進※

2012（平成 24）年度から取り組んできた早期支援コーディネーター※による巡回訪問、教育相談等を通じて、小学校への就学に際し、特別な支援を要する子ども及びその保護者の不安を解消できるよう、支援をつなぐ体制づくりを充実します。

具体的には、全ての幼稚園、保育所（園）及びこども園を早期支援コーディネーター※が巡回し、保育者に対する巡回訪問指導や保護者に対する教育相談等を実施するほか、小学校 1 年生を対象とした就学後の支援を継続して実施します。

また、早期支援コーディネーター※を中心とした保育者研修を実施し、特別な支援を要する子どもへの理解を深めるとともに、就学前から小学校へ支援をつなぐためのツールとして、「就学支援シート※」を活用します。

	2023 （令和 5）年度	2024 （令和 6）年度	2025 （令和 7）年度	2026 （令和 8）年度
具 体 的 な 推 進 策	早期支援コーディネーター※による巡回訪問指導等			
	早期支援コーディネーター※を中心とした保育者研修			
	早期支援コーディネーター※連絡会等の実施による支援をつなぐ体制づくり			
	幼稚園、保育所及びこども園から小学校へつなぐための情報交換会の実施			
	幼稚園への入園前情報交換会の実施			
	「就学支援シート※」の作成と活用			
指 標 等	指 標		2022（令和 4）年度 【現 状】	2026（令和 8）年度 【目 標】
	幼稚園、保育所及びこども園から小学校へつなぐための情報交換会の実施回数		3 回	3 回以上

※ 【早期からの教育相談・支援体制構築事業の推進】特別な支援が必要となる可能性のある子どもや保護者に対し、早期から情報提供や相談会を実施し、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する施策のこと。

※ 【早期支援コーディネーター】教育・保育・福祉・保健・医療といった地域での連携の推進役として、特別な支援を要する子どもやその保護者に対する相談・支援に当たるほか、相談支援体制構築のための情報収集、連絡・調整、取りまとめを行うため委嘱した外部有識者のこと。

※ 【就学支援シート】子どもの発達や日常生活、集団生活において気になる点を、幼稚園・保育所（園）・家庭等から小学校あてに知らせるためのツール。

(4) 質の高い学校教育を支える環境の整備と充実

【市総合計画における位置付け：基本施策 2 2「学校教育の充実」(P 1 2 8～P 1 2 9)】

① 教職員の働き方改革の推進と資質の向上

学校や社会を取り巻く環境が変化し、児童生徒が抱える課題が多様化する中で、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。今後、学校業務の適正化・効率化や教職員の意識改革を図るとともに、スクールサポートスタッフ※の活用等、働き方改革を推進し、教職員が授業準備や自己研さん、児童生徒と向き合う時間等を確保することで、質の高い授業や個に応じた学習指導ができるよう努めます。

また、教員のキャリアステージ※に応じた研修会やO J T※を活用した校内研修を実施し、教員の指導力と専門性の向上に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	「さぬき市教職員の働き方改革プラン」の実行			
	教員のキャリアステージ※に応じた研修会の実施			
	I C T 機器の積極的な活用による業務の効率化			
	勤務時間の把握による長時間勤務の解消			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	時間外勤務月平均 80 時間超の教職員数		29 人	0 人
	中堅教員研修会、現職教育主任研修会、新採(若年)教育研修会の実施回数		中堅教員研修会 3 回 現職教育主任研修会 2 回 新採教育研修会 2 回	研修の継続

※ 【スクールサポートスタッフ】教員の補助や提出物の採点、授業準備の補助等、学校の教育活動をサポートする者。

※ 【キャリアステージ】教員等の経験年数に応じた段階のこと。

※ 【OJT】On the Job Training の略で、新任教師等に対して、実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育手法のこと。

② 部活動の地域移行※の段階的な実施

教員の業務負担の軽減や少子化の中でも部活動を継続的に実施できる機会の確保等を目的として国が2023（令和5）年度から2025（令和7）年度末までの3年間で改革推進期間と位置づけて推進している部活動の地域移行※について、県や近隣自治体との連携を密にして、休日の部活動から段階的に実施します。

地域のスポーツ団体や文化・学術団体と連携して新たな指導者の確保に努めるとともに、休日指導を希望する教職員が継続して指導者として活躍できるよう、兼職兼業が円滑に認められる体制を構築します。

	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
具 体 的 な 推 進 策	教員や児童生徒、保護者等を対象としたアンケート調査の実施			
	地域部活動の在り方についての検討協議会を開催			
		休日の部活動を学校から地域へ移行		

※ 【部活動の地域移行】少子化、教員の働き方改革により、公立中学校等の部活動の主体を学校単位から地域単位に変えていこうというもの。部活動の地域人材による運営の仕組みを作ることで、少子化の中でも生徒がスポーツや文化、芸術等に親しむことができる機会を保障することを目指している。

③ 学校施設・設備の整備

学校施設・設備の適切な整備を行い、児童生徒等が安心して学べる環境の確保に努めます。

小学校については、建物の老朽化が著しい長尾小学校の校舎・屋内運動場等の改築を実施します。

幼稚園については、昨今、園児数の減少が顕著であり、さぬき北幼稚園は2023（令和5）年度末をもって閉園を予定しています。こうした状況を踏まえ、閉園施設の活用方法を検討するとともに、他の幼稚園における今後の園児数の動向等を見据えながら、市内の公立・私立の教育・保育施設全体の在り方を協議していきます。

	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
具 体 的 な 推 進 策	老朽化した学校施設・設備の計画的な修繕の実施			
	長尾小学校改築事業			
	閉園施設の活用方法及び市内の教育・保育施設全体の在り方の協			

④ ICT（情報通信技術）を活用した学校教育の情報化の推進

国の「GIGAスクール構想」※が前倒しされ、小・中学校の児童生徒1人1台端末が整備されたことから、今後の効果的な指導が行えるよう、教育のICT活用指導力を高めるための研修や、ICT支援員※による各学校への運用サポートを行います。

また、必要な情報機器等の整備や更新を計画的に進めます。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	電子黒板や大型モニターの順次配備			
	デジタル教科書やデジタル教材の活用の促進			
	プログラミング教育※の検討・推進			
	ICT活用における健康面への配慮			
	情報モラル教育の充実			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「授業でPC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」で「ほぼ毎日」「週3回以上」と回答した児童生徒の割合【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 69.4%	小学校6年 80%
			中学校3年 17.6%	中学校3年 50%
	学校用大型提示装置の普通教室配備率		25%	100%

※ 【GIGAスクール構想】GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

※ 【ICT支援員】学校でICT教育を推進するための実務的な支援を行う専門スタッフのこと。

※ 【プログラミング教育】論理的に物事を考える「プログラミング的思考」を身につけるための教育。

⑤ 学校危機管理体制の充実

市内の学校（園）で策定している「危機管理マニュアル※」に基づいた避難訓練等を計画的に実施するとともに、防災担当部局と連携して全ての幼稚園、小学校に配布している「（緊急時）園児、児童受け取りカード※」の運用の充実に努めます。あわせて、各種防災教育の充実に努めます。

また、南海トラフ大地震を想定して、地域との連携を図るなど、避難訓練の内容を工夫するとともに、危機管理マニュアル※を随時修正します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和 5）年度	2024 （令和 6）年度	2025 （令和 7）年度	2026 （令和 8）年度
	危機管理マニュアル※の点検・修正			
	計画的な避難訓練等の実施			
	「（緊急時）園児、児童受け取りカード※」の作成・配布			
指 標 等	指 標		2022（令和 4）年度 【現 状】	2026（令和 8）年度 【目 標】
	地域と連携した計画的避難訓練、引き渡し訓練の実施		100%	100%
	外部の専門家と連携した実効性のある避難訓練の実施		90%	100%

※ 【危機管理マニュアル】学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、幼児児童生徒の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を定めた学校安全計画及び危険等発生時の対処要領。保育所及びこども園でも同様のマニュアルを策定している。

※ 【（緊急時）園児、児童受け取りカード】非常災害等の緊急時に園児及び児童を保護者に安全かつ確実に引き渡すために活用するカード。

(5) 多様性を尊重する教育の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策 2.2 「学校教育の充実」(P 129)】

① 多様性を認め合う学級・学校づくり

障害者や外国人、LGBTQ*など様々な人権課題の学習を通して、自分たち自身の間にある多様性への自覚を深めつつ、お互いの人間としての共通性を再認識し、対等な関係づくりと意識改革を促す教育を推進します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	各学校（園）が行う人権学習の支援			
	ジェンダー平等※に配慮した学校生活の見直し			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	「学校に行くのは楽しいと思う」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校 6 年 83% 中学校 3 年 84%	現状を上回る水準
	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」と回答した児童生徒の割合 【香川県学習状況調査より】		小学校 5 年 73.1% 中学校 2 年 71.8%	現状を上回る水準
	「学級では、安心して自分の意見を言うことができますか」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合 【香川県学習状況調査より】		小学校 5 年 71.3% 中学校 2 年 77.1%	現状を上回る水準

※ 【LGBTQ】Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer 又は Questioning(クイア又はクエスチョニング)の頭文字をとった言葉のことで、性的少数者の総称。

※ 【ジェンダー平等】一人ひとりの人間が性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

② 自己肯定感※・自己有用感※を高める取組

児童生徒が将来、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けることができるよう、体験活動や多様な他者とのかかわりを通じて、自己肯定感※・自己有用感※を高めることができる取組の充実を図ります。

	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
具 体 的 な 推 進 策	職場体験活動の実施			
	キャリアパスポート※の活用			
	地域の方々から学ぶ機会の充実			
	児童生徒主体の児童会・生徒会活動の好事例の収集・紹介			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	「自分にはよいところがあると思う」の項目 で肯定的回答をした児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校 6 年 80.3% 中学校 3 年 77.9%	小学校 6 年 82% 中学校 3 年 80%

※ 【自己肯定感】「自分は価値ある存在だ」と自分自身に自信を持つことができる感情のこと。

※ 【自己有用感】「自分は周りに役に立っている。社会に有用な存在だ。」と思うことができる感情のこと。

※ 【キャリアパスポート】児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動やホームルーム活動を中心として、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

(6) ライフステージ※に応じた多様な生涯学習の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」（P133）】

① 生涯学習活動の支援

市民が生涯にわたって自ら学ぶ機会を確保できるよう、公民館※やその他の類似施設を生涯学習を実践する中心的な場として位置付け、広く市民の利用に提供します。

また、市民自らが企画する多様な講座など、市民の自主的な学習活動を支援するとともに、公民館※における自主講座を企画・実施します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	市民による自主講座の実施支援			
	公民館※による自主講座の企画・実施			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	市民による自主講座数		172 講座	170 講座
	公民館における自主企画講座実施回数		25 回 (令和3年度)	50 回

※ 【ライフステージ】人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。家族については、新婚期・育児期・教育期・子どもの独立期・子どもの独立後の夫婦期・老後期・寡婦(夫)期などに分けられる。

※ 【公民館】地域住民のために社会教育を推進する拠点施設。社会教育法における公民館の目的は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と規定されている。今後は、社会の要請に的確に対応し、地域住民全体が気軽に集える、コミュニティのためのサービスを総合的に提供する拠点へと変化することが求められている。

② 公民館等施設の整備と適切な維持管理

公民館等施設は、生涯学習の場としてのほか、地域コミュニティの拠点であるとともに、防災拠点施設※としての役割を担っています。このため、常時、施設・設備の状況を的確に把握し、公民館機能を維持するために必要な改修・修繕を実施して、施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設の大規模改修や建替えを検討します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和 5） 年度	2024 （令和 6） 年度	2025 （令和 7） 年度	2026 （令和 8） 年度
	志度・長尾公民館新築整備	公民館等施設整備		
	個別施設計画に基づく適切な維持管理			

※ 【防災拠点施設】平常時には防災に関する研修・訓練の場、地域住民の憩いの場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難地となる施設。

③ 社会教育団体の育成と支援

市民の自主的学習活動の推進や地域コミュニティの維持、更には市民の地域活動への参加を促進する上で、社会教育活動を行う団体の担う役割は、ますます重要となっています。一方で、少子化・高齢化等の影響による会員数の減少といった課題もあります。

引き続き、社会教育関係機関と連携を図り、様々な情報を市民に提供しながら、社会教育活動を行う市民を育成するとともに、関係団体の活動を支援します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	社会教育活動を行う市民の育成（研修・情報提供の実施等）			
	社会教育団体の育成・支援			

方針2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり

I T技術の革新により、人々が世界中の様々な情報を即座に簡単な方法で入手し、それらを直接的・間接的に活用できるような社会が到来しています。このような社会にあって、豊かな自然の懷に抱かれたさぬき市が古代から長年に渡り受け継ぎ保有してきた文化や伝統に学び、その精神の理解を深め「ふるさとさぬき」への愛情と市民としての誇りを育みます。（「さぬき市教育大綱」）

主要な施策

- (1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進
- (2) 文化財の積極的な保存と活用
- (3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実
- (4) 国内友好都市等交流事業の推進

(1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」（P135）】

① ふるさと教育※の推進

ふるさとを愛する環境の整備を進め、ふるさとを教材とした教育を推進するため、「ふるさと教育※研究校」を指定し実践研究を行います。県が行っている事業にも積極的に参加し、ふるさと香川の良さについて考える児童生徒を育成します。

また、さぬき市や香川県を題材とした社会科副読本※を改訂、配布し、ふるさとに対する理解と愛着を深めるとともに、市内の歴史や文化財施設等について学習する活動を支援します。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	「ふるさと教育※研究校」の指定			
	ふるさと教育※推進事業として、地域教材活用に係る費用を支援			
	社会科副読本※「わたしたちのさぬき市」の配布			
		社会科副読本※ 「わたしたちのさ ぬき市」の改訂		
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合 【香川県学習状況調査より】		小学校5年 73.1% 中学校2年 54.2%	小学校5年 75% 中学校2年 55%

※ 【ふるさと教育】郷土や先人の営みを学ぶ学習。ふるさとの自然や歴史、文化に対する理解を深め、それらを尊重し、更に伝承・発展させようとする意欲や態度を培うこと、また、それにより地域社会の形成者としての資質を養い、将来への夢や目標をもって個性や創造性を発揮できる力を培うことを目的とする。

※ 【社会科副読本】小学校3・4年生の社会科学習において、子どもたちが住む地域を調べたり、見学・体験学習を行う際の資料や教科書の補助的教材として作成した図書のこと。

② 地域の歴史と伝統文化の伝承

地域に伝わる伝統文化や伝統芸能を受け継ぐ若い力が不足しつつある中で、担い手の育成を支援し、伝統文化の伝承・発展に努めます。また、雨滝自然科学館や歴史民俗資料館、平賀源内記念館等、市内にある資料館を更に有効活用できるように努めるとともに、さぬき市出身の偉人である細川林谷を顕彰する施設の建設を行い、歴史上の人物も含めて、地域の歴史や伝統文化を分かりやすく伝え、郷土愛を育む機会を多く提供できるよう取り組みます。

	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
具 体 的 な 推 進 策	伝統文化や伝統芸能の担い手育成支援			
	市内資料館での分かりやすい展示			
	(仮称) 細川林谷記念館新築整備			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	資料館入館者数		23,979 人 (令和 3 年度)	33,500 人

③ 地域資源を活用した特色ある事業の充実

へんろ８８ウォークは、四国八十八箇所上がり三箇所寺を活用した、他にはないさぬき市ならではのスポーツ事業です。情報発信や運営の在り方を検証しながら実施することにより参加者の増加を図り、より市民に親しまれ、愛される行事となるよう努めます。

そのほか、文化資源や観光名所等その地域にある資源を活用し、誰もが気軽に参加し、楽しむことができ、地域に誇りを持つことができる文化事業、スポーツ事業の取組を支援します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
	へんろ８８ウォークの実施			
	地域資源を活用した文化・スポーツ事業の支援			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	へんろ８８ウォーク参加者数		251 人	500 人

(2) 文化財の積極的な保存と活用

【市総合計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」(P136)】

① 文化財資料の把握と調査

文化財資料の現状に関する調査を継続的に行い、その保存と活用のための基礎資料の充実を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	文化財資料の現状調査（考古、民俗、古文書資料）			

② 文化財資料の保存と活用の推進

市文化財保護協会と連携して、文化財の保存と整備を進めます。また、文化財調査によって得られた成果を現地説明会や講演会等を通じて積極的に公開・活用することにより、市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深められるよう取り組みます。

古墳については、「史跡津田古墳群・富田茶臼山古墳保存活用計画」を策定し、計画に沿って保存管理をしながら活用できるよう努めます。

史跡については、長尾寺、大窪寺及び遍路道の国史跡指定に向けた取組を実施することにより、「四国遍路」の世界遺産登録への環境整備を推進するとともに、国史跡「讃岐遍路道」に追加指定された「大窪寺道」及び「志度寺境内」の保存整備に努めます。

また、へんろ資料館の増築を行うほか、所蔵資料の調査・整理を進めるなど施設の充実に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和 5）年度	2024 （令和 6）年度	2025 （令和 7）年度	2026 （令和 8）年度
	津田古墳群・ 富田茶臼山古墳 保存活用計画の 策定	古墳群保存活用計画に基づく古墳群の保存管理及び活用		
	長尾寺、大窪寺及び遍路道の国史跡指定に向けた取組の実施			
	現地説明会や広報等を活用した市内文化財に関する積極的な情報発信			
	新たな保存・展示活用施設整備の検討			
	へんろ資料館増築			
	指 標 等	指 標		2022（令和 4）年度 【現 状】
説明会・講演会等の開催回数		1 回 （令和 3 年度）	3 回	

(3) 家庭・地域の人材等を活用した取組の充実

【市総合計画における位置付け：基本施策 2 3「家庭と地域の教育力の強化」（P 1 3 2）】

① 地域と協働する学校運営協議会の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による学校づくりを推進し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指して、学校運営協議会制度の運用の推進に努めます。そのため、コミュニティ・スクール※の実践事例や効果的な取組等について、学校や地域に情報を発信していきます。

また、地域人材等の積極的な活用に向け、学校支援ボランティア※との連携を図るとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域学校協働活動の推進に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	学校運営協議会の効果的な運用に向けた取組の推進			
	学校活動状況の評価と改善			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	学校運営協議会の年 2 回以上の実施		計画 100%	実施 100%
	コミュニティ・スクール※の実践例の紹介		県研修会資料の配布	2 校
	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクール※などの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」の項目で肯定的回答をした学校 【全国学力・学習状況調査より】		小学校 5 校 中学校 1 校	小学校 7 校 中学校 3 校

※ 【コミュニティ・スクール】学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを共有し、学校・保護者・地域が協働して「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、2017(平成 29)年 4 月から学校運営協議会の導入が教育委員会の努力義務とされた。

※ 【学校支援ボランティア】学校が必要とする様々な活動を支援する地域住民によるボランティア。地域・家庭・学校が一体となって子どもたちを育てることを目的とした、いわゆる「学校の応援団」。

② 家庭教育の啓発と推進

子どもたちが望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、その実態把握に努め、新しい施策の検討、実施に努めます。

また、保護者が家庭教育について気軽に語り合える場を設け、子育て家庭相互の交流を図るほか、就学・就園前家庭教育講座や子育て応援ひろば「K i m a m a G a r d e n」をはじめとする「親育ちプログラム※」を実施して、親子で参加する野外活動や工作・実験といった体験活動の機会を提供するほか、「育ちのツボ」（家庭教育啓発チラシ）を毎月発行するなど、様々な方法で情報提供・啓発を行い、家庭の教育力の向上を目指します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	就学・就園前家庭教育講座の開催			
	「親育ちプログラム」※など、各種講座・教室開催、啓発情報提供			
指 標 等	指 標		2022 (令和4)年度 【現 状】	2026 (令和8)年度 【目 標】
	就学（園）前家庭教育講座実施校（園）数		6校（園） (令和3年度)	15校（園）

※ 【親育ちプログラム】子育て中の親支援プログラムで、参加者の悩みや関心のあることをグループで話し合い、必要に応じてテキストを参照しながら自分に合った家庭教育の在り方を学ぶプログラム。

③ 放課後子ども教室・学校支援ボランティア等の充実

安全で安心な子どもたちの活動拠点（居場所）づくりの一環として進めてきた放課後子ども教室については、全ての小学校区において実施しています。今後、更に内容の充実を目指すとともに、放課後児童クラブとの連携や一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置について検討します。

また、学校支援ボランティア活動を継続して行い、保護者や地域住民の教育活動への参画と子どもの教育支援の充実を図りながら、地域による学校への「支援」から、地域と学校との「連携・協働」に向けての取組を推進します。

引き続き、放課後子ども教室や学校支援ボランティア事業のニーズに応じた人材の確保や育成を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	放課後子ども教室の充実			
指 標 等	学校支援ボランティアの充実			
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携、一体型の検討			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	放課後子ども教室年間延べ実施回数 (全7校区)		117 回 (令和3年度)	200 回

④ 子ども会活動等の支援

地域住民が、「地域の子どもは地域で育てる」という意識を共有できるよう努め、子どもが会う様々な体験が学校内だけに留まることのないよう、学校外での体験活動の充実に努めます。そのため、子ども会活動をはじめとした、子どもたちに様々な体験を提供する団体の活動を支援するとともに、その活動の担い手となるジュニアリーダー等の人材を発掘し、育成します。

なお、子ども会活動については、少子化の影響により単位子ども会での活動が難しくなっていることから、さぬき市子ども会育成連絡協議会の活動を支援することにより、他の単位子ども会や学校児童との交流事業等が実施できるよう支援します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
	子ども会活動等の育成・支援			

(4) 国内友好都市等交流事業の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策27「交流事業の推進」(P139)】

① 北海道剣淵町との交流

社会情勢や生活スタイルの変化、児童数の減少を踏まえ、ビデオレターやオンライン形式等の新たな交流方法を見出すとともに、交流の在り方を検討し、友好都市である北海道剣淵町の児童との持続可能な交流事業を目指します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	持続可能な交流方法等の検討			
指 標 等	指 標		2022(令和4)年度 【現 状】	2026(令和8)年度 【目 標】
	参加した児童の満足度 「とてもよかった／よかった」と回答した児童の割合		— % R4年度から満足度調査 (交流事業は、 R5年2月実施予定)	80%以上

方針3 あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり

人権とは、人々の生存と自由が確保され、それぞれの幸福を追求する権利です。多様化・複雑化する社会においては、これまで以上に人権を尊重し、協調と連帯の心を持つことが重要です。子どもから高齢者まで、性にかかわらず、障害者、外国人等、あらゆる市民が相互に受け入れ合いながら、認め合い、助け合い、学び合う心を育みます。（「さぬき市教育大綱」）

主要な施策

- (1) 人権教育・啓発活動の推進と充実
- (2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築
- (3) いじめや不登校等への対応
- (4) 経済的援助による就学・進学支援の推進

(1) 人権教育・啓発活動の推進と充実

【市総合計画における位置付け：基本施策29「人権教育の推進」(P144)】

① 人材育成、資質向上及び自主活動への支援

社会教育における人権・同和教育の指導者及び推進者の資質向上や人権尊重に関し自ら発信できるリーダーとなる人材を育成する市民講座「しあわせ 温か かふえ」※の開催に継続的に取り組みます。

また、社会教育関係団体や市民グループ等に対し、日常生活の中の人権問題に「気づき」、「学び」及び「人権尊重の態度を身につける」人権出前講座※を実施するほか、人権・同和教育研究団体の研究及び資質向上事業等を支援します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	市民講座「しあわせ 温か かふえ」※の継続的な実施			
	人権出前講座※の周知及び実施			
	人権・同和教育研究グループ※への支援			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	市民講座受講者の年間の参加率		53.5%	60%以上
	人権出前講座受講者の年間の満足度		— % R4年度から満足度調査	80%以上を維持

※ 【市民講座「しあわせ 温か かふえ」】人権・同和教育におけるリーダーの育成や理解者を増やすことを目的に、参加体験型のゲーム的な活動や作業、対話などの手法を用いて、様々な立場の人が集い、本音を語り合い、学び合う学習活動の場。

※ 【人権出前講座】団体やグループ等が自主的に行う人権をテーマとした研修会や講習会に講師が出向き、参加体験の手法等を用いて行う講師派遣型の人権学習講座。

※ 【人権・同和教育研究グループ】教育機関、行政機関等において人権・同和教育に携わる職員個人を構成員とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解決を目指した人権教育及び人権啓発の在り方についてを調査、研究を行う自主活動グループ。

② さぬき市人権・同和教育研究協議会※の充実

さぬき市人権・同和教育研究協議会※は、市の人権・同和教育・啓発の推進に中心的な役割を果たしていることから、市との連携を図り、あらゆる人権問題の解決に向けた教育内容の研究や見直しをしながら、各種の事業を積極的に推進します。

また、人権・同和教育問題の解決に向けて市全体で取り組む意識や態度を高めていくため、本組織の活動がより充実し、更に実効性のあるものとなるよう、組織内の連携を強化し、実践力の向上に取り組めます。

	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
具 体 的 な 推 進 策	人権・同和教育研究大会の実施			
	人権まなび講座※の継続的な実施			
	人権教育の取組に関する研究活動の実施			
	市人権・同和教育研究協議会※内の理事会及び部会活動の実施			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	人権まなび講座受講者の年間の満足度		90%	90%以上を維持
	市人権・同和教育研究協議会※内の企業部会の会員事業所数		31 事業所	35 事業所
	市人権・同和教育研究協議会サポーター一部会※の会議回数		4 回	5 回

※ 【さぬき市人権・同和教育研究協議会】市内の教育機関、社会教育関係団体、事業所及び行政機関の代表者や個人を会員とし、部落差別をはじめとするあらゆる人権課題の解決を目指して人権教育及び人権啓発を推進することを目的とした組織。

※ 【人権まなび講座】人権・同和教育研究協議会会員が部落差別をはじめとするあらゆる人権課題を学習し、人権・同和教育問題の解決のための実践力を養うことを目的とした講座。

※ 【人権・同和教育研究協議会サポーター一部会】人権・同和教育に精通する者を中心に組織され、人権教育及び人権啓発の推進のための具体的な取組の調査、研究を行う市人権・同和教育研究協議会のワーキンググループ。

③ 人権についての理解と認識を深める教育・啓発活動の推進

「さぬき市人権・同和教育及び人権啓発に関する基本指針」を踏まえ、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、辛立文化センター等と連携を図り、市民一人ひとりが人権感覚や意識を高め、人権問題の解決に向けた行動につながるようあらゆる人権問題を正しく理解し、認識を深められる教育・啓発活動を推進します。

また、親子が一緒に人権を考える機会の提供や幼少期から人権問題を自分自身のこととして主体的に捉える力を培うため、子どもたちに人権啓発作品を募集するほか、市内の幼稚園、こども園、小・中学校のPTAが実施する人権・同和教育への取組を支援します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	人権啓発作品の募集、展示及び作品集の発行			
	人権・同和教育推進事業の推進			
	じんけんフェスタ※の内容の充実			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	幼稚園、こども園、小・中学校のPTAが実施する人権・同和教育推進事業の実施校（園）数		5校（園）	9校（園）
	じんけんフェスタ※における講演会の参加人数		70名	現状を上回る水準
	民間の幼稚園、保育所、こども園の作品提出割合		62.5%	100%

※ 【じんけんフェスタ】人権・同和教育問題講演会や市内の子どもたちの人権学習発表会、人権作品の展示等を通して、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指した人権教育啓発事業。

(2) 各学校（園）における人権教育推進体制の構築

【市総合計画における位置付け：基本施策29「人権教育の推進」（P144）】

① 教職員の人権・同和教育研修及び現地学習会の充実

各学校（園）の教職員を対象とした系統性のある人権・同和教育を総合的に推進します。また、人権・同和教育や人権啓発の拠点施設である辛立文化センターと連携し、校種を超えた研修や若年者の研修のほか、現地学習会などを実施するとともに、担当者間の情報交換・意見交換を実施するなど内容の充実に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
	人権・同和教育担当者研修会の開催			
	新任・転任学校教職員人権・同和教育現地学習会の開催			
	人権・同和教育推進のための若年研修の実施			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	人権・同和教育担当者研修会開催数		4 回	5 回

(3) いじめや不登校等への対応

【市総合計画における位置付け：基本施策２２「学校教育の充実」（Ｐ１２９）】

① いじめを許さない、いじめにいち早く気付く体制の構築

学校教育の重点項目として「チーム学校で～協働～」をキーワードに掲げ、各学校で校内指導体制の構築や関係機関との連携を図りながら課題解決に取り組んでいます。

今後も、教育相談やアンケート等により、困っている子どもの声を迅速に把握するとともに、積極的ないじめ認知と初期対応の充実、情報共有と組織対応に努め、いじめの重大事態が発生したときには、「さぬき市いじめ防止基本方針」に基づき適正に対応します。

また、自己指導能力※の育成に向けて、居場所づくり、絆づくり、なりたい自分づくり等の取組を推進します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	問題行動月別状況調査による各学校のいじめの状況把握			
	定期的な校内生徒指導委員会の実施			
	教育相談担当者合同研修会での本市のいじめ等の現状と課題の共有			
指 標 等	指 標		2022(令和4)年度 【現 状】	2026(令和8)年度 【目 標】
	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 97.9% 中学校3年 96.9%	現状を上回る水準

※ 【自己指導能力】児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力のこと。（『生徒指導提要』改訂版-文部科学省 2022年12月）

② 教育相談体制や（異）校種間連携体制の充実

心身に問題を抱える児童生徒や教職員、保護者に対して、専門的な立場からの支援を行うため、全ての小・中学校に豊富な知識や経験を有するスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※、心の教室相談員※を配置し、それぞれが連携した教育相談体制の充実を図ります。

また、各学校の教育相談担当教員及びスクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※、育成センター職員、子育て支援課職員が情報交換できる連絡会を定期的に（年2回以上）開催することで、校種間、関係機関との連携を図ります。

具 体 な 推 進 策	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
	スクールカウンセラー※の配置			
	スクールソーシャルワーカー※の配置の継続			
	心の教室相談員※の配置の継続			
	教育相談担当者合同研修会の実施			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	「学校に行くのは楽しいと思う」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 83% 中学校3年 84%	現状を上回る水準

※ 【スクールカウンセラー】教育機関において、児童生徒、保護者、教師の心理相談業務に従事する公認心理師・臨床心理士などの心理職専門家。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

※ 【スクールソーシャルワーカー】教育機関において、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る福祉職専門家。学校と家庭、地域の橋渡し役のほか、行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。

※ 【心の教室相談員】児童生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりのために、日常の学校生活の中で悩みなどの相談にのったり、気軽な話し相手となったりすることを目的に委嘱した相談員。

(4) 経済的援助による就学・進学支援の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策23「家庭と地域の教育力の強化」(P132)】

① 就学に対する経済的支援の実施

児童生徒の教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童等学用品費、校外活動・修学旅行費、学校給食費、PTA会費、クラブ活動費など学校生活に必要な費用の援助を行います。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	就学援助制度の実施			

② 進学に対する経済的支援の実施

進学の意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校や大学等への進学が困難な者に対して、奨学金を貸与することで、教育費負担の軽減を図ります。

利用しやすい仕組みとするために、申請や返還に係る手続等の見直しを適宜図るなど、奨学金制度の適切な運用を図ります。

また、奨学金制度を必要としている者が漏れなく申請できるように、制度の周知徹底に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	奨学金制度の適切な運用			
	広報さぬき、ホームページなどによる制度の周知			

方針4 生命の尊重と健康の増進に努め、活力ある心身を育むひとづくり

活力ある心身は、学びの基本です。市民が学校教育だけではなく、生涯スポーツや読書に親しみ、伝統芸能・文化芸術等に触れる機会を確保することにより、豊かな感性と健康で活力ある心身を求める意欲を育みます。また、食育や栄養教育、栽培体験などを通して、健康に生きていくための知識や技能とともに、他者、そして、自らの生命を尊重する心を育みます。（「さぬき市教育大綱」）

主要な施策

- (1) 読書を通した学びへの支援
- (2) 学校における体力づくりの推進
- (3) 学校保健の充実と生き抜く力を育む食育、防災教育の推進
- (4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化
- (5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進
- (6) 青少年健全育成活動の推進

(1) 読書を通した学びへの支援

【市総合計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」(P134)】

① 図書館活動の充実

市民の多様化するニーズに応え、求められた資料や情報を迅速に提供するために、県立図書館との連携や情報交換を図りながら、一層の図書等の充実に努めるとともに、知識や技術、経験を持った図書館員を育成します。また、図書の購入について、志度図書館については一般書、寒川図書館については児童書に重点を置いた選書を行い、それぞれが特徴ある図書館として利用しやすくなるように努めます。

引き続き、子どもや高齢者、体の不自由な方など、誰もが利用しやすい図書館となるよう、サービスの充実に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	計画的な図書等の収集（2館で役割を分担した収集、助成制度の活用等）			
	図書館サービスをより利用しやすい取組の実施			
	図書館員の育成			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	新規購入図書冊数		3,027 冊 (令和3年度)	3,000 冊

② 子どもの読書活動の推進

子どもが本と出合うことにより豊かな心を育み、情報を読み解く読解力を身に付けることは、生涯にわたって学び考え、自立して生きる力をもつ助けとなります。

「さぬき市子ども読書活動推進計画」に基づき、「家庭、学校、地域等における取組」、「読書環境の整備と充実」、「関係機関・団体の連携と協力」、「啓発・広報活動」を基本とした取組を積極的に推進することにより、子どもが読書への関心を持てるよう努めます。

具体的には、図書館員が学校などへ出向き、読み聞かせやブックトーク*などを行います。

また、司書教諭や支援員など学校図書館に携わる者を対象に、図書館業務に関する相談に応じたり、必要な技術についての研修を行ったりするほか、既に活動しているボランティアのスキルアップと新たな人材発掘のため、定期的にボランティア養成講座を実施します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	推進計画に基づく子どもの読書活動の効果的な実施			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	学校図書館等への協力・支援活動回数		3 回 (令和3年度)	5 回

※ 【ブックトーク】一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。「その本の内容を教えること」ではなく、「その本の面白さを伝えること」または「聞き手にその本を読みたいという気持ちを起こさせること」が目的で、読み聞かせや朗読とは異なり、本を最初から順に読んでいくことはしない。

③ 学校図書館活動の充実

学校図書館活動支援員※を活用し、学校図書館の環境を充実させ、学校図書館等の効果的な活用に努めます。各学校において、読書活動を工夫し、児童生徒の読書意欲を高めます。また、幼稚園やこども園等においても、絵本や図鑑などに親しむ機会を確保します。さらに、「23が60読書」運動※に取り組み、家庭での読書活動を推進します。そのほか、学校図書館活動支援員※の資質向上を図るため、研修の充実に努めます。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	「23が60読書」運動※の実施			
	学校訪問、幼稚園訪問等による読書指導の好事例の把握・収集・紹介			
	絵本等を読み聞かせる様々な機会の確保			
	本に親しみを持てるようなコーナー作りと興味を持たせる工夫			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「読書は好きですか」の項目で肯定的回答をした児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 76.1% 中学校3年 64.4%	小学校6年 80% 中学校3年 70%

※ 【学校図書館活動支援員】学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用を促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。学校図書館法に規定する学校司書に該当する。

※ 【「23が60読書」運動】4月23日の「子どもの読書の日」にちなんで、毎月23日を含む1週間に、合計60分以上を目標に家族と一緒に読書に取り組もうという運動。

(2) 学校における体力づくりの推進

【市総合計画における位置付け：基本施策22「学校教育の充実」（P129）】

① 学校における体力向上に関する指導の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査※の結果や、香川県体力・運動能力調査※の分析結果から、各小・中学校の課題に応じた、体力向上に向けた取組の見直しを行います。

体育科の授業や業間※等の時間を利用した体力づくりの時間を十分に確保したり運動遊びを推進したりして、各小・中学校で特色のある体力づくりを計画・実践します。

また、中学校における部活動の運営費や物品購入費などの保護者負担を軽減し、生徒が安心してスポーツに取り組めるよう、活動費の助成を行うほか、一定規模以上の大会等に出場することが決定した場合に参加経費の一部を補助する事業を継続します。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	国・県体力・運動能力調査の結果分析による課題の把握			
	体力向上プラン作成支援			
	中学校部活動への活動費助成			
	一定規模以上の大会参加に係る参加経費の一部補助			
	学校訪問等による優れた体育の授業や成果が上がっている取組（好事例）の把握・収集・紹介			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査※の県平均を上回る項目数		小学校 56／108 中学校 28／54 (令和3年度)	小学校 60／108 中学校 30／54

※【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】全国の小学校5年生、中学校2年生のうち、一定数を抽出して分析する抽出調査。

※【香川県体力・運動能力調査】児童生徒の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育の指導と行政上の資料を得ることを目的として、香川県が実施する体力調査。小・中学校全学年の男女児童生徒の全測定データをもとに調査を行う。

※【業間】授業と授業の間の時間を言い、10分程度を設定している。2校時と3校時の間を20分程度に延長し、体力づくりや異学年交流の時間として活用している学校もある。

(3) 学校保健の充実と生き抜く力を育む食育、防災教育の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策 2.2 「学校教育の充実」(P129)】

① 生活習慣病予防対策の推進

食生活の乱れや運動不足からくる肥満、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の小児生活習慣病※が近年問題になっています。保護者の同意のもと、小児生活習慣病予防健診を実施し、早期発見、予防に努めるとともに、小児生活習慣病の要指導・要医療者に対して実施してきた取組を継続します。

また、生活習慣病の一つであるがんの正しい知識を深め、がん予防教育の推進を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和 5）年度	2024 （令和 6）年度	2025 （令和 7）年度	2026 （令和 8）年度
	小児生活習慣病※予防健診の実施（小学 4 年生、中学 1 年生対象）			
	課題のある児童生徒への再検査と学校医等による指導・フォロー			
指 標 等	指 標		2022（令和 4）年度 【現 状】	2026（令和 8）年度 【目 標】
	小児生活習慣病予防健診の有所見者のうち管理指導票※により健診結果を継続して管理している児童生徒の割合		小学生 — % 中学生 — % 令和 4 年度より運用	小学生 60% 中学生 60%
	小児生活習慣病予防健診において、小児メタボリックシンドローム（予備軍も含む。）と判定された子どものうち個別の事後指導を受けた者の割合		小学生 45.1% 中学生 91.5%	小学生 60% 中学生 95%
	う歯罹患者数		小学生 449 人 中学生 364 人	小学生 400 人 中学生 330 人

※ 【小児生活習慣病】子どもに見られる高血圧症、糖尿病、高脂血症などの病気。大人に発症するとされていたものが子どもにも増えていることからこのような名称が付けられた。偏った食事や運動不足、ストレスなどが関係していると言われる。

※ 【管理指導票】血液検査により異常等が認められる児童生徒の健診結果を継続管理するためのもの。

② 基本的な生活習慣の形成

子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の一因として指摘されています。子どもたちの基本的な生活習慣を確立し、生活リズムを向上させるため、学校と家庭、地域とが連携して「早寝早起き朝ごはん」運動※を推進します。

また、ネット・ゲーム等の使用により生活リズムが崩れることを防ぐため、ネット・ゲームの適正な利用について児童生徒への指導及び保護者への啓発を行います。

さらに、手洗い・うがい・手指消毒を習慣化して新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策の徹底を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	「早寝早起き朝ごはん」運動※の推進			
	ネット・ゲームの適正な利用についての各家庭におけるルールづくりの推進			
	手洗い・うがい・手指消毒等の感染症対策の徹底			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	「朝食を毎日食べていますか」の項目で、肯定的回答をした児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 96.7% 中学校3年 93.8%	現状を上回る水準
	「携帯電話やスマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の項目で、肯定的回答をした児童生徒の割合の全国平均との差 【全国学力・学習状況調査より】		小学校6年 0.9pt 中学校3年 -2.6pt	小学校6年 2pt 中学校3年 同水準

※ 【「早寝早起き朝ごはん」運動】子どもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題として子どもの生活リズムの向上を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と文部科学省が連携して推進している国民的な運動。

③ 栄養教諭[※]等による食に関する指導の充実

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。そのため、栄養教諭[※]等を活用した食に関する指導の充実を図ります。

食に関する指導に当たっては、学校（園）と連携して発達段階に合わせた活動・指導を実施するとともに、家庭教育学級[※]や試食会、学校保健委員会[※]などで保護者への指導に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
	栄養教諭 [※] 等による食に関する指導の実施			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	栄養教諭 [※] 等による計画的な食に関する指導の実施率		全小・中学校全クラス で指導を実施 100% （令和3年度）	100%

※ 【栄養教諭】食に関する指導と学校給食の管理を行うと同時に、食育の推進において各学校の指導体制の要としての役割を担う教諭。

※ 【家庭教育学級】教育委員会やPTA等が中心となって行う事業であり、子どもの心理的・身体的発達、基本的生活習慣の形成、家族の人間関係、親の態度・役割、学校教育との連携など、家庭教育に関するテーマを親が幅広く学ぶ機会を提供する取組。名称が異なる場合もあるが、小・中学校、幼稚園等で行われている。

※ 【学校保健委員会】学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための仕組み。校長、養護教諭・栄養教諭などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師のほか、保護者や児童生徒、地域の保健関係機関の代表などが参加する。講演会等を開催することもある。

④ 地産地消※に配慮した安全・安心な給食の提供と食育の推進

学校給食が生きた教材として食育に結び付くよう、地域で収穫される旬の食材を使用した給食の提供に努め、生産者を招いた交流給食や香川県産食材を紹介する資料の配付等を実施します。また、献立表をホームページに掲載するなどして、保護者等への周知に努めます。

さらに、生産者との結び付きを深めるための活動を関係機関などと連携して推進します。

また、大川学校給食共同調理場、志度学校給食共同調理場ともに施設、厨房機器等の老朽化が進行していることや児童生徒数の減少により学校給食提供数の減少が続くことが想定されることから、「学校給食共同調理場施設整備基本計画」に沿って新たな学校給食共同調理場を建設し、安定した安全・安心な学校給食の提供に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	地元食材の紹介資料の配付・献立のHP掲載			
	交流給食の実施			
	学校給食共同調理場施設整備			
指 標 等	指 標		2022 (令和4)年度 【現 状】	2026 (令和8)年度 【目 標】
	地場産物紹介ポスター発行回数		年 4 回 (令和3年度)	年 4 回
	地場産物使用割合 (金額ベース)		47.3% (令和3年度)	47%以上
	生産活動体験※実施学校数		1 校 (令和3年度)	1 校以上

※ 【地産地消】「地域生産、地域消費」の略語で、地域でとれた農林水産物をできるだけ地域で消費しようということ。

※ 【生産活動体験】学校給食を核とした食育、地産地消推進の取組の一つ。地元農家の協力による子どもの野菜栽培等の体験活動。

⑤ 防災教育の推進

危機に直面したとき、自らの的確な判断により、素早く安全に行動できる児童生徒を育みます。そのため防災に関する教科指導※の充実を図るとともに、校内外の危険箇所のマップづくりなどを通して地域と連携した防災教育の推進に努めます。

また、専門的な知識を有する防災アドバイザーや地元消防団等の外部人材を活用します。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	各学校における防災教育計画の見直し			
	防災に関する教科指導※の充実（社会科、理科、家庭科等）			
	地域と連携した防災訓練、保護者と連携した通学路の安全点検の継続的な実施			
	様々な災害を想定した避難訓練の実施			
	AED※の使用に係る訓練の実施			
指 標 等	指 標		2022（令和4）年度 【現 状】	2026（令和8）年度 【目 標】
	警察署・消防署・防災士等、外部機関と連携した訓練の実施率		90%	100%

※ 【防災に関する教科指導】学校における防災教育は、安全教育の一環として行われる。小・中学校の学習指導要領では、安全に関する指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動(小学校)及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことが求められている。

※ 【AED】Automated External Defibrillator の略。心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになり、病院や診療所、救急車のほか、駅や公共施設等、人が多く集まるところを中心に設置されている。

(4) 地域スポーツ団体の育成と生涯スポーツの定着化

【市総合計画における位置付け：基本施策24「生涯学習・スポーツの推進」(P134)】

① 各種スポーツの奨励

健康づくりや体力づくりのため、市民が各種スポーツ大会及び教室に参加できるよう市体育協会等と連携して取り組んでいきます。また、幼児から高齢者まで幅広く楽しむことができ、市民が地域の中でスポーツを身近に感じることのできるようなスポーツ活動を推進します。その際、大きな役割を担うスポーツ推進委員の確保・育成に努め、その活動を広く周知するよう努めます。

また、競技者の意欲を高め、競技力の向上を図るため、全国大会などの大きな大会に参加する選手等に対しては、賞賜金制度※を用いて支援を行います。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	気軽に参加できるニュースポーツ※教室の実施			
	地域スポーツ行事へのスポーツ推進委員の派遣			
	賞賜金制度※の実施			
	スポーツ推進委員の確保・育成			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	ニュースポーツ※教室の実施回数		2 回 (令和3年度)	12 回

※【賞賜金制度】市民の健全なスポーツの振興及び競技力の向上を図るため、全国大会以上のアマチュアスポーツの各種競技大会に出場する個人に対して、スポーツ振興賞賜金を交付する市の制度。

※【ニュースポーツ】技術やルールが比較的簡単で、誰でも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり紹介されたスポーツのこと。数百種目以上あるといわれ、グラウンド・ゴルフやソフトバレーボールもその例。

② スポーツ団体・指導者の育成と支援

専門的な指導力を持った指導者を育成するための講習会等を開催します。また、地域の各スポーツ団体が、より活発に自主活動を行うことができるよう環境づくりに努め、助言や指導などの支援を行います。特に、青少年の健全育成を目的とした市スポーツ少年団については、競技志向になりすぎないように、各種会合等でその意義、目的を周知し、指導者や育成者の意識改革に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	各種スポーツ団体への助言、指導等の支援			
	指導者育成のための講習会、研修会等の実施			
指 標 等	指 標		2022 (令和 4) 年度 【現 状】	2026 (令和 8) 年度 【目 標】
	講習会・研修会の実施数		0 回 (令和 3 年度)	4 回

③ 社会体育施設の整備と充実

社会体育施設は、市民のスポーツ活動やレクリエーション活動の拠点であり、市民が快適に安心して利用することができるよう、適切な維持管理と効率的な運営を行います。全体的に施設の老朽化が進んでおり、「さぬき市公共施設再生基本計画※」に基づき類似施設の統廃合を検討するとともに、個別施設計画に沿った改修・修繕を行います。

また、市民が身近なところでスポーツ活動を快適に行えるよう市内全ての小・中学校の体育施設を開放するとともに、利用マナーの徹底による適切な利用の促進に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	個別施設計画に基づく適切な維持管理			
	今後の施設の在り方の検討			
	学校体育施設の開放			

※【さぬき市公共施設再生基本計画】公共施設の総量抑制を図るために、今後の財政見通しを踏まえて、公共施設の将来更新費用の削減目標を掲げ、各施設の再生の方向性(統廃合、複合化、移管、用途転用、建替えなど)を定めたもの。

(5) 芸術文化活動の振興と自主的な活動の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策25「歴史・文化の伝承」(P136)】

① 芸術家への支援と優れた芸術に触れる機会の市民への提供

芸術家に対し活動の場を提供するなどの支援を行うとともに、新たな展示施設の建設に取り組み、市民に優れた芸術に触れる機会を提供するよう努め、芸術文化活動の裾野を広げる取組を推進します。

また、市内で活動する芸術家の把握に努め、展覧会を開催するなど、その活動を支援していきます。

源内音楽ホールの管理運営について、専門的知識を有する指定管理者に継続して委託し、魅力的なリサイタルやコンサートを実施するとともに、利用者に安全かつ快適に利用してもらえるよう老朽化が進む施設の大規模改修を行います。

	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
具 体 的 な 推 進 策	市内で活動する芸術家の把握			
	芸術家の個展やグループ展の開催			
	(仮称)細川林谷記念館新築整備			
	源内音楽ホール大規模改修			
指 標 等	指 標		2022(令和4)年度 【現 状】	2026(令和8)年度 【目 標】
	市主催事業及び21世紀館さんがわ自主事業の展覧会の件数		3回 (令和3年度)	4回
	市主催事業及び21世紀館さんがわ自主事業の展覧会の観覧者数(延べ人数)		2,338人 (令和3年度)	2,500人

② 自主的な芸術文化活動の支援

文化協会をはじめとした文化団体への活動助成など、市民の自主的な芸術文化活動を支援します。また、こうした団体の活動を広く周知することにより、会員数の増加を図り、活性化に努めます。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和 5) 年度	2024 (令和 6) 年度	2025 (令和 7) 年度	2026 (令和 8) 年度
	文化団体の自主活動に対する支援			

(6) 青少年健全育成活動の推進

【市総合計画における位置付け：基本施策26「青少年の健全育成」(P137)】

① 関係機関と連携した青少年健全育成活動の実施

学校、警察及び関係機関との連携により、非行や不良行為の早期発見と防止に努めます。また、青少年のたまり場等、青少年の健全な成長を妨げる環境を把握し、有害図書等の回収や重点パトロールなどにより環境の浄化に努めます。さらに、補導体験活動や啓発用標語の募集など、広報・啓発活動を推進します。

補導員を対象とした、インターネットの利用に関する危険性やネット利用に伴う個人情報等の自己管理の重要性等について見識を高める研修を実施します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	学校・警察・関係機関・地域とのネットワークの強化			
	通常巡回及び特別巡回の実施			
	広報・啓発活動の推進			
	インターネット利用に係る犯罪被害防止対策			
指 標 等	指 標		2022(令和4)年度 【現 状】	2026(令和8)年度 【目 標】
	巡回補導回数		317回 (令和3年度)	320回
	連絡会、情報交換会の参加回数		20回	20回

② 地域ぐるみで取り組む安全・安心な環境づくり

警察、学校、市民等から寄せられた不審者情報について、学校や警察、関係機関に迅速な情報提供を行うとともに、青色パトロールカーによる巡回を強化します。

また不審者の現れにくい環境づくりに向けて、「こどもＳＯＳ」の取組を継続するとともに、登下校時の見守りなど、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	不審者情報の正確で迅速な情報収集と情報提供			
	「こどもＳＯＳ」設置場所の維持			
	登下校時の見守り、巡回及び街頭補導			
指 標 等	指 標		2022(令和4)年度 【現 状】	2026(令和8)年度 【目 標】
	「こどもＳＯＳ」設置所数		505 か所	500 か所

③ 相談・支援活動の充実

適応指導教室※において、児童生徒の支援に努めるとともに、不登校やひきこもりの児童生徒、その保護者等に対して、学校、家庭、関係機関等と連携して相談活動を推進し、悩みの解決を図ります。

具 体 的 な 推 進 策	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
	適応指導教室※「FINE」の充実			
	公認心理師・臨床心理士※によるカウンセリングの実施			
	学校、家庭、関係機関等との連絡会、情報交換会の開催			
指 標 等	指 標		2022 (令和4) 年度 【現 状】	2026 (令和8) 年度 【目 標】
	公認心理師・臨床心理士※によるカウンセリング数		24 回	40 回
	来所や少年相談電話による相談数		146 回	150 回

※ 【適応指導教室】長期欠席をしている不登校児童生徒を対象に、公的な施設において集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や適応指導を行うことにより、その学校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

※ 【公認心理師・臨床心理士】公認心理師は、「公認心理師法」(2017 年施行)に基づく「国家資格」であり、臨床心理士は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「民間資格」であるが、両者とも、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、助言や指導、援助、分析等を行う専門家のこと。

第3章 教育施策の実現に向けて

教育をめぐる課題は、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化しています。教育委員会は、前章で掲げた施策を確実に実現し、また、新たな課題に的確に対応するため、次のような取組を継続します。

① 学校現場の状況の把握

計画的な学校訪問日だけでなく、学校行事などの機会を捉えて、積極的に教育長及び教育委員が学校現場を訪れ、状況の把握に努めます。

② 社会教育施設や文化施設の状況の把握

学校以外の教育施設についても、その実態や問題点を詳しく把握するため、市内の各種教育施設において教育委員会を開催するほか、視察・訪問を行います。

③ 市長と教育委員会の情報・意見交換

多岐にわたる教育行政を推進するためには、市全体としての取組が必要です。また、教育委員会だけでは十分に対応できない分野については、市長事務部局との連携がますます重要となっています。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置される総合教育会議をはじめ市長と教育長及び教育委員との教育の現状と課題についての意見交換の場を持ちます。

④ 自己研さん

多様化・複雑化する課題に対し、教育長及び教育委員が共通認識を持ち、的確に対応するため、関係機関が主催する研修会等へ積極的に参加するほか、自己研さんに努めます。

⑤ 情報収集と情報発信

的確な情報収集と情報発信により、地域社会と連携して、開かれた教育行政を推進していきます。

⑥ 社会情勢の変化に対応した教育施策の見直し

急速な情報化、全ての人々が尊重される社会の実現に向けた人権意識の高揚、感染症予防対策を講じての持続的な学びの保障など社会情勢の変化に伴い、教育環境は目まぐるしく変化することが予測されます。その変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて教育施策の見直しを図ります。

《 付 録 》

●さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

●さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

●策定過程

さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見を計画に反映させるため、さぬき市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) さぬき市立学校の教職員の代表
- (2) 社会教育関係者
- (3) PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期：2022（令和 4）年 8 月 9 日～2023（令和 5）年 3 月 28 日）

役 職	区 分	氏 名	備 考
委員長	学識経験者	しちじょう まさのり 七 條 正 典	高松大学教授
副委員長	学識経験者	み い しげあき 三井 重 彰	元香川県教育委員会義務教育課 スクールカウンセラー・元小学校 長
	さぬき市立学校 の教職員の代表	おおたか てつや 大 高 哲也	小学校校長会会長 造田小学校長
	さぬき市立学校 の教職員の代表	ほそかわ まさひろ 細 川 昌 宏	中学校校長会会長 志度中学校長
	さぬき市立学校 の教職員の代表	やました み ほ 山 下 美穂	幼稚園園長会会長 志度幼稚園長
	社会教育関係者	みよし しげき 三好 成 其	さぬき市文化財保護協会会長
	社会教育関係者	と さ せいじ 土佐 清二	さぬき市体育協会事務局長
	社会教育関係者	まつき まさみ 松木 正美	さぬき市人権・同和教育研究協議 会サポーター部会長
	P T A関係者	おおやま つよし 大 山 強	さぬき市P T A連絡協議会副会 長（さぬき南小学校）
	P T A関係者	すぎやま さとし 杉 山 智 志	さぬき市P T A連絡協議会副会 長（志度小学校）

策定過程

- 2022（令和 4）年 4 月 26 日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
- 2022（令和 4）年 8 月 9 日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員委嘱状交付
さぬき市教育振興基本計画策定委員会第 1 回会議
(1) 委員長等の選任について
(2) さぬき市教育振興基本計画(第 2 次)について
(3) さぬき市教育振興基本計画(第 3 次)策定のスケジュールについて
(4) さぬき市の教育振興基本計画(第 2 次)の現状について
(5) 令和 4 年度における主な教育関係施策について
(6) その他
- 2022（令和 4）年 10 月 18 日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第 2 回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画(骨子案)について
(2) その他
- 2022（令和 4）年 12 月 6 日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第 3 回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画(素案)について
(2) その他
- 2022（令和 4）年 12 月 20 日 パブリックコメントの実施
～2023(令和 5)年 1 月 18 日
- 2022（令和 4）年 12 月 27 日 さぬき市教育委員会第 9 回定例会
協議第 2 号 さぬき市教育振興基本計画(素案)について
- 2023（令和 5）年 2 月 7 日 さぬき市教育振興基本計画策定委員会第 4 回会議
(1) さぬき市教育振興基本計画(案)について
(2) その他
- 2023（令和 5）年 3 月 28 日 さぬき市教育委員会第 12 回定例会
議案第 46 号さぬき市教育振興基本計画について

さぬき市教育振興基本計画

発行 さぬき市教育委員会

〒769-2396

香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地

TEL : 0879-26-9970

FAX : 0879-26-9971

E-mail : kyoikusomu@city.sanuki.lg.jp